

リコーグループ  
化学物質管理システム  
ガイドライン

2023年8月1日  
(第7版)

株式会社リコー  
リコーグループ

## 目 次

I . リコーグループ化学物質管理の考え方	1
II . 仕入先様への要請事項	1
III . 化学物質管理システム構築の進め方選択と手続きフロー	2
III-1.認証取得方法の選択と登録	
III-2.更新審査	
III-3.認証停止と認証停止解除及び、認証取消しと再認定	
IV . リコーグループ化学物質管理システム認証制度を選択された仕入先様への要求事項	5
V . リコーグループ化学物質管理システム構築の進め方と審査対象	6
V-1.化学物質管理システム構築の概要	
V-2.化学物質管理システム構築の手順	
V-3.化学物質管理システム(CMS)の審査対象事業所・工場について	
VI . 新規登録・更新・登録内容変更時に必要な書類	9
VII . 用語の定義	10
VIII . 含有禁止物質の調査対象品	12
リコーグループへの登録・申請様式	13
資料編	18
改訂履歴	30

### 【別冊】

附属書:化学物質管理システム自己チェック報告書(CMS自己チェック報告書)

CMS審査チェックリスト

## **I. リコーグループ化学物質管理の考え方**

私たちリコーグループは、環境保全活動を経営の重要な柱として位置付けています。

また、グリーン調達においても環境負荷の削減をすべく活動を進めてきました。

しかし、最近はますます環境に対する関心が高まり、地球環境および、私たち人間を含む生物の安全な生活を守るために規制も厳しくなっていきます。具体的には、EUのRoHS指令に代表されるように、重金属物質が主な対象物質となっています。

規制の遵守はもちろんのこと、自ら環境負荷の少ない部品を調達して、安全な製品を市場に提供し続けるために、仕入先様と一体となった活動を行います。

リコーグループでは環境管理システムと同様、リコーグループ化学物質管理システム(又はリコーが認めた他社認証制度)を認証取得した仕入先様から資材調達を行います。

認証制度は各社、各機関によるものがありますが、リコーグループは自らの活動としてリコーグループ化学物質管理システム(CMS:Chemical-substances Management System)を設けます。

環境管理システムで築いてきた仕入先様とのパートナーシップを生かして禁止物質を含有・使用しない化学物質管理システムを構築し遵守するものです。

環境負荷の削減活動を今後も継続して取組んでいきます。

## **II. 仕入先様への要請事項**

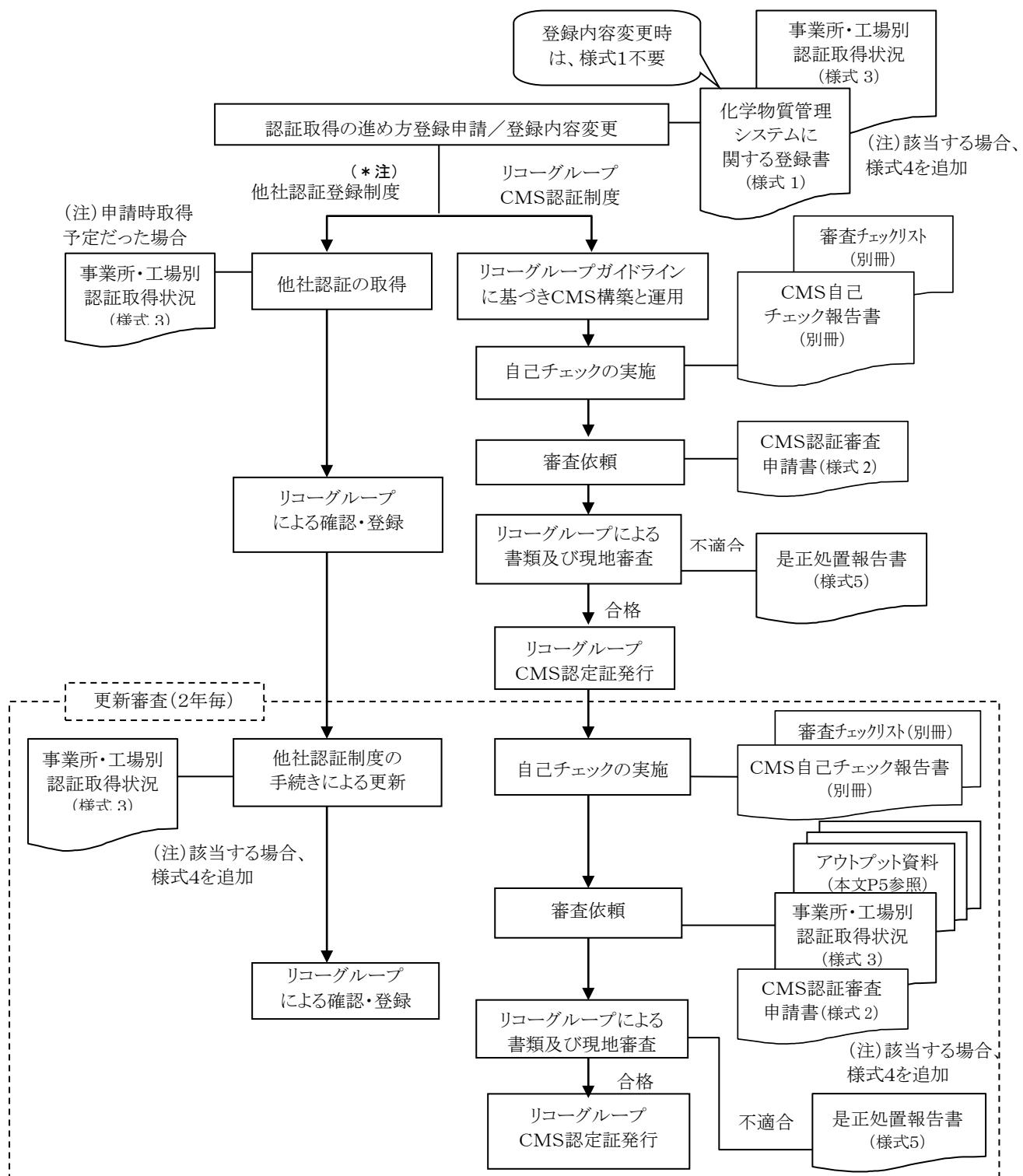
仕入先様には、リコーグループへ納める部品等を生産している全ての事業所・工場の内、リコーグループが指定した事業所・工場で化学物質管理システムを構築して頂き、認証取得をして下さいようお願いします。

対象:リコーグループブランド製品の部品・原材料・ユニットの量産品を発注している仕入先様。

リコーグループが指定する事業所・工場につきましては、リコーグループ主管窓口部門へご相談下さい。

### III. 化学物質管理システム構築の進め方選択と手続きフロー

仕入先様には、化学物質管理システムを構築するにあたり、下記の手続きのフローに基づいて活動を進めて下さい。



(\*注)他社認証登録制度は、リコーが認めた会社の認証制度の取得をいいます。

また、他社認証の更新審査の頻度は、他社認証制度の運用に依存します。

※認定証発行後または、他社認証登録後、リコーグループに含有禁止物質に起因する不適合品が納入された場合は、認定及び登録を停止または、取消しさせて頂きます。不適合品が発生した原因を調査して頂き、化学物質管理システムを改善し再度、審査を受審してください。(詳細は、III-3項参照)

登録内容に変更(認証の切替えや工場の追加等)が生じた場合、フローに従って手続きをお願い致します。

リコーグループCMS認定証には、工場名等を記載した付属書がセットになります。

### III-1. 認証取得方法の選択と登録

リコーグループの化学物質管理システムガイドライン(以下、CMSガイドラインと言います)に基づいた認証制度を選択するか、他社認証登録制度を選択するか、いずれかの登録をして頂きます。

### III-2. 更新審査

#### III-2-1.リコーグループCMS認証制度の更新審査

CMSを継続して維持し、認定証の有効期間が切れる前に更新審査の受審が必要になります。更新審査は初回に実施した審査と同様な内容で2年毎に実施しますが、登録内容の変更有無に関わりなく、事業所・工場別認証取得状況(様式3)及び、上流重要工程がある仕入先様は、上流重要工程・禁止物質保有仕入先登録書(様式4)を再度、ご提出下さい。

#### III-2-2.他社認証登録制度

他社認証制度に応じて更新審査を受審して下さい。

#### III-2-3.認証有効期限と更新審査期限(リコー認証仕入先様・複合認証仕入先様のリコー認証サイト)

認証の有効期限と更新審査期限については、以下の通りとします。

##### (a)認証有効期限

事業所・工場(以下、サイトと呼称します)が複数有る場合のサイト単位の有効期限を下図に示します。サイトによっては、最短:約1年/最長:約3年となる場合があります。

新規構築後の【初回】の有効期限は2年とし、その後は、主管区が状況を判断し有効期限を3年とすることが出来ます。

認定日●――

有効期限	2年		2年		2年	
対象サイト	1年	1年	1年	1年		
サイトA	●		●		●	▶
サイトB		●	●		●	▶
サイトC			●		●	▶

##### (b) 更新審査期限

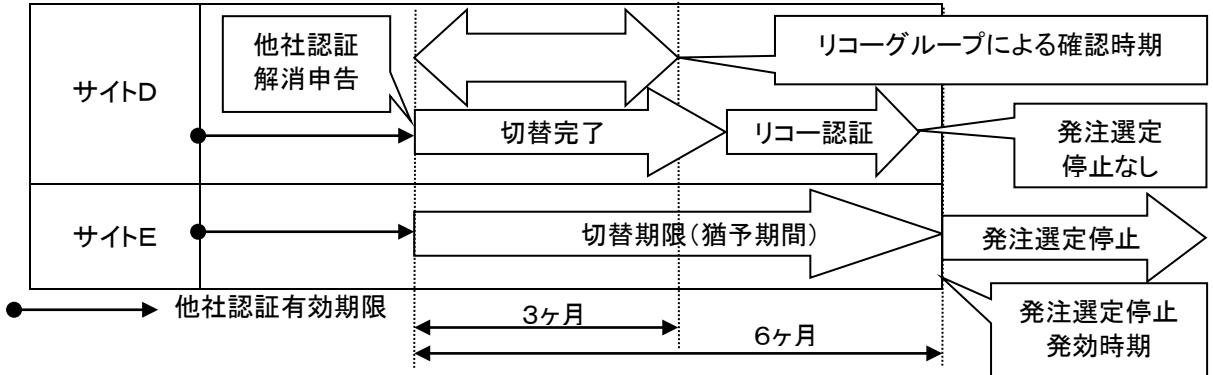
更新審査期限は、有効期限日の2ヶ月前より有効期限日までとし、有効期限を超えた場合は、認証取消しとさせて頂きます。

#### III-2-4.他社認証の有効期限(他社認証仕入先様・複合認証仕入先様の他社認証サイト)

(a)他社認証登録証の発行を廃止し、他社認証の有効期限に準じ、有効性確認(他社認証の継続状況)のみ行いますので、本ガイドラインの様式3及び、上流重要工程がある仕入先様は、様式4の書類をご提出下さい。

(b)確認時期は、他社認証の有効期限日より、3ヶ月以内に確認させて頂きます。確認方法は、他社認証の有効期限に合わせてサイト単位に行いますが、他社の審査結果合否が未確定の場合には、他社認証を受審した資料の複本をご提出頂ければ仮更新とさせて頂き、合否確定後に再確認させて頂きますので、上記必要書類をご提出下さい。

(c)他社認証の継続を解消された場合は、リコーグループによる確認前に事前申告して頂き、リコー認証への切替をお願いします。切替期限は6ヶ月間とし、これを越えた場合には当該サイトに対してリコー認証への切替日まで新規部品発注選定停止処置とさせて頂きますが、期限内に切替えて頂いた場合は、発注選定停止を猶予させて頂きます。(下図、参照)



### III-3. 認証停止と認証停止解除及び、認証取消しと再認定

リコーグループによるCMS認定または、他社認証登録(以下、総称してCMS認証と言います)後、仕入先様の責任に帰する含有禁止物質が含有した不適合品がリコーグループに納入された場合は、以下の通りとさせて頂きます。

この処置は、他社認証登録仕入先様や認定サイト以外からの発生であっても適用致します。

認証停止及び、認証取消し期間中は、当該仕入先様に対してリコーグループの全拠点において、新機種部品(既存共通部品は除く)の発注選定対象外となりますので、ご承知おき下さい。

#### III-3-1.CMS認証停止

- (a) 仕入先様は、自社及び、リコーグループからの不適合品納入(発見)の連絡に基づき、直ちに「含有禁止物質不適合発生連絡書(参考資料7参照)」を、当該品納入拠点の資材部門へご提出下さい。
- (b) 不適合該当事項が確認され次第、リコーグループ主管部門より、「CMS認証停止決定のお知らせ」を発行致しますので、直ちに是正処置を実施して下さい。なお、この通知前であっても暫定処置(不適合品の処置)や原因追求等は、行って下さい。
- (c) 認証停止期間は、リコーグループ主管部門によって是正結果が適切と判断される迄とします。

#### III-3-2.CMS認証停止解除

- (a) 仕入先様による不適合原因に対する是正処置(再発防止・恒久対策)を実行されましたら、CMS臨時審査を行いますので、是正処置報告書(様式5)をリコーグループ主管部門(III-3-1.(b))の認証停止通知を発行した部門)へご提出下さい。
- (b) リコーグループ主管部門によって、是正結果が適切であると判断された場合は、「認証停止解除決定のお知らせ」を以て、認証停止解除と致します。  
仕入先様は、CMSの維持管理をお願い致します。

#### III-3-3.CMS認証取消し

- (a) 認証停止処置が認証の有効期限内に3回以上発生した場合は、認証取消し処置とし、リコーグループ主管部門より、「CMS認証取消し決定のお知らせ」を発行致します。
- (b) 仕入先様は、認定証をご返却頂くと共に、CMS全体の見直しと再構築を実施して下さい。

##### ※ 認証停止回数の定義

同一サイト、同一原因によって発生した不適合に対する認証停止日より認証停止解除日までを1回とカウントします。認証停止回数の累積カウント数は、認証登録有効期限日までとし、更新審査において合格となった場合は、認証停止回数をリセットし、それから新たにカウントするものとします。

#### III-3-4.CMS再認定

- (a) III. 化学物質管理システム構築の進め方選択と手続きフロー(P2 参照)に従って、初回認証手続きと同様の手順で審査を受審して下さい。
- (b) リコーグループによる審査に合格した場合は、再認定致します。

※他社認証仕入先様における認証停止解除に当たっては、CMSの要求事項に準じた是正結果の確認をさせて頂きます。

#### **IV. リコーグループ化学物質管理システム認証制度を選択された仕入先様への要求事項**

リコーグループが要求する事項の概要は次の通りです。

詳しい説明は、化学物質管理システム構築の手順(V-2項)を参照ください。

##### **1. リコーグループ含有禁止物質(以下、含有禁止物質という)の情報を把握する。**

含有禁止物質は、変更されることがありますので含有禁止物質リストを作成し、最新版での管理をお願いします。

##### **2. リコーグループの製品に使用される原材料、部品、製造用消耗品の調達ルートを調査する。**

原材料、部品、製造用消耗品の調達ルートを調査し、含有禁止物質の使用及び、混入の可能性のある工程を絞り込みます。

調達ルートが変更になった場合は、再調査をします。

##### **3. リコーグループの製品に使用される原材料、部品、製造用消耗品の含有禁止物質含有の有無を調査する。**

原材料、部品、製造用消耗品に含有禁止物質が含有されているかどうかを確認します。確認方法としては、成分データ、分析測定データ等を活用してください。

##### **4. 含有禁止物質を、他社様向け部品等で保有している場合は、倉庫等での混入防止、隔離管理を確実に行う。**

含有禁止物質を保有している場合は、その化学物質の種類、使用方法、場所等を管理し、混入がないような隔離管理体制を構築します。

##### **5. 製造工程で含有禁止物質が混入や汚染がないよう管理を確実に行なう。**

自社内及び、仕入先様(調達ルートで調べた仕入先様の主に含有又は、混入の可能性のある部品  
製造工程、表面処理工程等製品に含有する工程)での製造工程で、含有禁止物質が混入や汚染、  
付着する可能性がないか確認し、可能性があれば、混入等がないような管理体制を構築します。

また、上流の仕入先様が自社内と同等の管理がされるようご指導をお願いします。

##### **6. リコーグループの製品に使用される部品に、含有禁止物質が含有されていないことを出荷時に確実にする。**

##### **7. 含有禁止物質の混入や汚染の可能性のある部品の製造工場を変更する場合(自社他工場へ変更、 仕入先様へ委託等)や材料を変更する場合は、リコーグループ購買窓口へ事前に届け出る。**

また、異常処置が発生した場合には即時、届け出る。

##### **8. 社内外で含有禁止物質に関する不適合部品が発生した場合は、対象ロットを明確にし、流出防止、 再発防止を図る。**

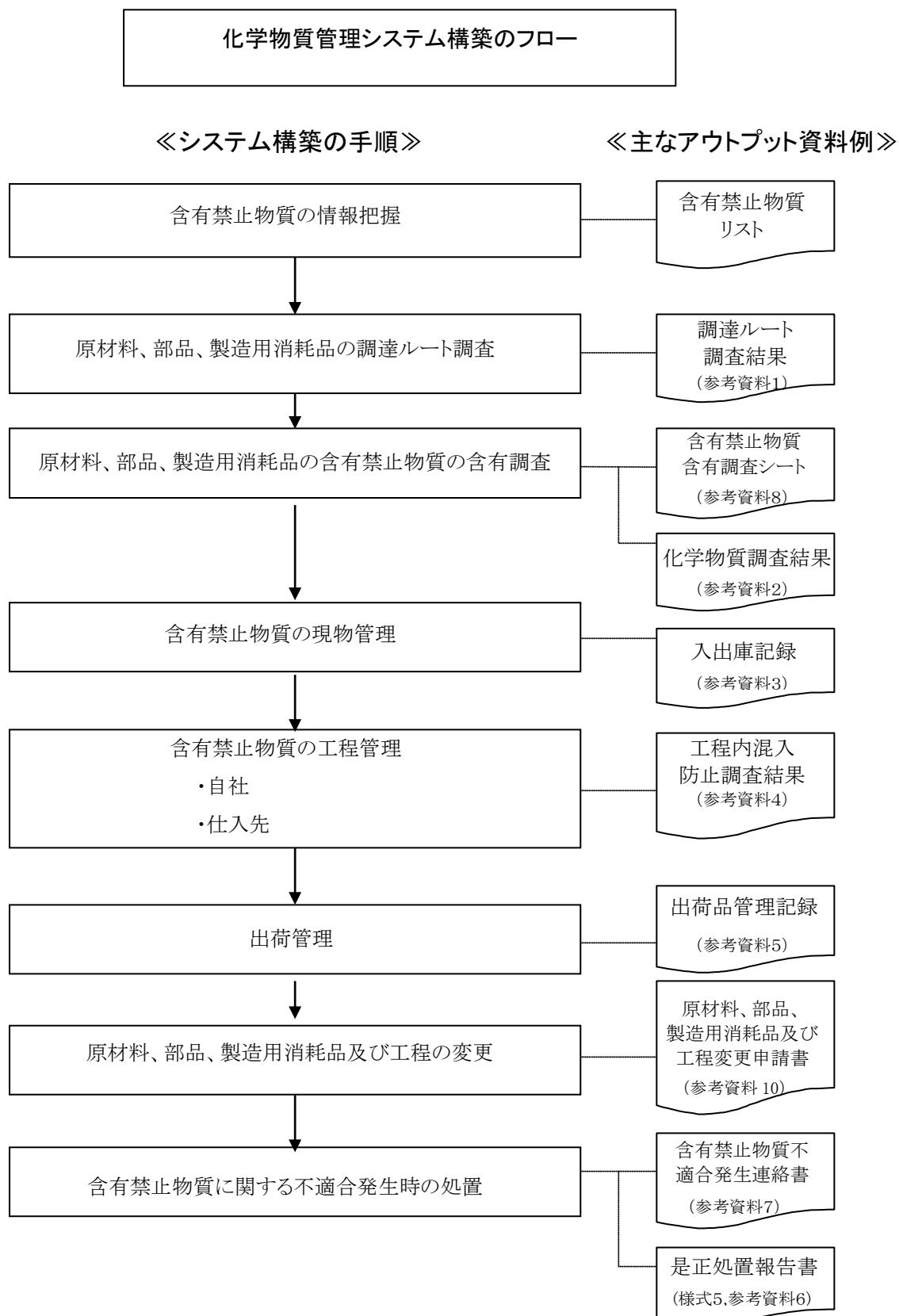
不適合品がリコーグループに納品された事実や疑いがある場合は、直ちに対象ロット納品の受入検査部署に報告してください。

以上が基本となる要求事項ですが、含有禁止物質を保有している仕入先様では、製造される部品  
によっては更に厳しく管理する必要があります。

また、このリコーグループ化学物質管理システム認証は、化学物質の管理システムを最小限要請するものであり、自社の取扱い品の特性に合わせて自社の化学物質管理システムを構築してください。

## V. リコーグループ化学物質管理システム構築の進め方と審査対象

### V-1. 化学物質管理システム構築の概要



※ アウトプット資料は審査時に内容を確認させて戴きます。

## V-2. 化学物質管理システム構築の手順

### 1. 含有禁止物質の情報把握

#### 1-1 目的

含有禁止物質にはどの様な物質があるかの最新情報を入手し明確にする。

#### 1-2 要求事項

- a.含有禁止物質の情報入手ルートを明確にした手順を文書化している。
- b.含有禁止物質のリストが作成され最新版管理をしている。
- c.含有禁止物質について従業員に周知している。

### 2. 原材料、部品、製造用消耗品の調達ルート調査

#### 2-1 目的

原材料、部品、製造用消耗品の調達ルートを調査し含有禁止物質が混入する可能性のある(仕入先、工程)を把握する。

#### 2-2 要求事項

- a.調達ルート(仕入先、工程)調査の手順を文書化し、含有禁止物質含有の有無が判るレベルまで調査している。
- b.調達ルートで混入の可能性のある工程を把握している。

### 3. 原材料、部品、製造用消耗品の含有禁止物質の含有調査

#### 3-1 目的

原材料、部品、製造用消耗品の含有禁止物質の含有有無を把握する。

#### 3-2 要求事項

- a.原材料、部品、製造用消耗品の含有禁止物質含有有無の調査手順を文書化している。
- b.原材料、部品、製造用消耗品に含有禁止物質の含有有無を適切な文書類で確認している。  
但し、リコー管理対象品の一部を除きます。(VII項参照)

※ 紹介品(VII. 用語の定義参照)につきましては、紹介先にて調査された結果を確認願います。

### 4. 含有禁止物質の現物管理

#### 4-1 目的

含有禁止物質が含有されている原材料、部品、製造用消耗品の現物管理を明確にする。

#### 4-2 要求事項

- a.含有禁止物質が含有されている原材料、部品、製造用消耗品の保管手順を文書化している。
- b.含有禁止物質が含有されている原材料、部品、製造用消耗品は受入検査、入庫、出庫を記録している。
- c.含有禁止物質が含有されている原材料、部品、製造用消耗品は隔離保管している。

### 5. 含有禁止物質の工程管理

#### 5-1 自社

##### 5-1-1 目的

自社で含有禁止物質の混入防止を図る。

##### 5-1-2 要求事項

- a.作業の流れが判るように、作業工程を文書化している。
- b.含有禁止物質混入を防止する為の手順を文書化し、手順書通りに作業が行われている。

## 5-2 仕入先様(\*3)

### 5-2-1 目的

仕入先様で含有禁止物質の混入防止を図る。

### 5-2-2 要求事項

- a.作業の流れが判るように、作業工程を文書化している。
- b.含有禁止物質混入を防止する為の手順を文書化し、手順書通りに作業が行われている。

\*1 要求事項第4.～5. 項は、第1.～3. 項において、他社向け品を含め自社内と全調達ルートで含有禁止物質の取扱いが無いことが確実な場合は、審査省略となる場合があります。

但し、未確認品(他社向けでリコーグループへの含有情報非開示品を含む)が有る場合は、“含有禁止物質取扱い有り”と同等と見なしたシステム構築が必要です。

\*2 作業工程の文書化は、含有禁止物質の取扱いが有る仕入先様でのリコーグループ向け部品の工程は必須とします。従って現在、含有禁止物質の取扱いの無い仕入先様においても将来、含有禁止物質が変更になり、新たに取扱う事となった場合を想定し、文書化されておく事を推奨します。

\*3 この仕入先様の審査範囲は、仕入先様自社の一次仕入先様、工程外注仕入先様、上流の重要工程(めつき・はんだ)及び、含有禁止物質を保有している事を把握されている上流仕入先様とさせて頂きます。

## 6. 出荷管理

### 6-1 目的

出荷部品等に含有禁止物質が含有されていない事を確実にする。

### 6-2 要求事項

- a.出荷管理の手順を文書化している。
- b.手順書通りに作業が行われ、出荷検査記録等を残している。

## 7. 原材料、部品、製造用消耗品及び工程の変更

### 7-1 目的

原材料、部品、製造用消耗品及び工程が変更になる場合の対応方法を明確にする。

### 7-2 要求事項

- a.原材料、部品、製造用消耗品及び工程が変更になる場合の手順を文書化し、事前の届出を確実にする。
- b.禁止物質の取扱いに関して、通常とは異なる異常処置作業が発生した場合は、記録すると共に即時、リコーグループへ報告を行い処置の適切性を確実にする。

※ 製造用消耗品及び工程変更とは、含有禁止物質に関わる変更が伴う場合のことを言います。

原材料や部品変更、工場変更に関しては、別途のルールがある場合は、それに基づいた届出を行って下さい。

〈ルール例〉

原材料、部品変更:部品検討依頼書/電子部品改廃連絡書

工場変更 :工場変更連絡書

4M変更 :4M変更連絡書

## 8. 含有禁止物質に関する不適合発生時の処置

### 8-1 目的

含有禁止物質に関する不適合が発生した場合の処置及び流出、再発防止を明確にする。

### 8-2 要求事項

- a.社内外で含有禁止物質に関する不適合が発生した場合及び、含有禁止物質混入品が出荷された事実や疑いがある場合の処置方法についての手順が文書化されている。
- b.含有禁止物質に関する不適合が発生した場合は原因を調査し、再発防止を確実にしている。

## V-3. 化学物質管理システム(CMS)の審査対象事業所・工場について

仕入先様にCMS構築を進めて頂きますが、リコーグループで審査する対象事業所・工場は、リコーグループへ納める部品等を生産あるいは取り扱っている事業所・工場です。

## VI. 新規登録・更新・登録内容変更時に必要な書類

新規登録時や更新、登録内容変更時などに、仕入先様よりご提出頂く書類を下表に示します。サイトによって、リコー認証と他社認証の両方を取得されている複合認証仕入先様の場合は、認証取得状況に応じて組み合わせてご提出下さい。

### VI-1. 新規登録リコー認証初回審査

No.	書類名称	様式番号等	公開情報	備考
1	化学物質管理システム構築に関する登録書	様式1	当 P. 13	
2	事業所・工場別認証取得状況	様式3	当 P. 15	
3	上流重要工程・禁止物質保有仕入先登録書	様式4	当 P. 16	該当する場合
4	CMS新規構築計画書	任意	—	
5	CMS認証審査申請書	様式2	当 P. 14	
6	CMS自己チェック報告書	付属書	同左	指定サイトのみ
7	CMS審査チェックリスト	付属書	同左	同上
8	V. 項の主なアウトプット資料	—	当(参考資料)	同上(V項参照)
9	CMS審査報告書(重要工程サイト用)	—	RaVender NET	該当する場合
10	CMS審査チェックリスト(重要工程サイト用)	—	同上	同上
11	はんだ・めっき工程管理チェックシート	—	同上	同上

### VI-2. リコー認証更新審査／認証切替(他社認証からリコー認証への切替)

No.	書類名称	様式番号等	公開情報	備考
1	CMS認証審査申請書	様式2	当 P. 14	
2	事業所・工場別認証取得状況	様式3	当 P. 15	
3	上流重要工程・禁止物質保有仕入先登録書	様式4	当 P. 16	該当する場合
4	CMS自己チェック報告書	付属書	同左	指定サイトのみ
5	CMS審査チェックリスト	付属書	同左	同上
6	V. 項の主なアウトプット資料	—	当(参考資料)	同上(V項参照)
7	CMS審査報告書(重要工程サイト用)	—	RaVender NET	該当する場合
8	CMS審査チェックリスト(重要工程サイト用)	—	同上	同上
9	はんだ・めっき工程管理チェックシート	—	同上	同上

※認証切替(他社認証の継続解消)時のNo.6の書類は先ず、調達ルート調査結果記録及び、含有禁止物質含有調査記録(原材料・部品・製造用消耗品のサンプリング)をご提出頂いた後、リコー認証取得の必要性を判断させて頂きます。

### VI-3. 新規登録他社認証初回確認

No.	書類名称	様式番号等	公開情報	備考
1	化学物質管理システム構築に関する登録書	様式1	当 P. 13	
2	事業所・工場別認証取得状況	様式3	当 P. 15	
3	上流重要工程・禁止物質保有仕入先登録書	様式4	当 P. 16	該当する場合
4	はんだ・めっき工程管理チェックシート	—	RaVender NET	同上

### VI-4. 他社認証更新確認／認証切替(リコー認証から他社認証への切替)

No.	書類名称	様式番号等	公開情報	備考
1	事業所・工場別認証取得状況	様式3	当 P. 15	
2	上流重要工程・禁止物質保有仕入先登録書	様式4	当 P. 16	該当する場合
3	はんだ・めっき工程管理チェックシート	—	RaVender NET	同上

## VI-5. その他の登録内容変更

No.	書類名称	様式番号等	公開情報	備考
1	事業所・工場別認証取得状況	様式3	当 P. 15	サイト増減時
2	上流重要工程・禁止物質保有仕入先登録書	様式4	当 P. 16	同上
3	V. 項の主なアウトプット資料(変更項目のみ)	—	当(参考資料)	禁止物質取扱時
4	はんだ・めっき工程管理チェックシート	—	RaVender NET	同上

※No.3 の書類は、リコー認証サイトに適用し、含有禁止物質の取扱いが無い場合及び、上流重要工程・禁止物質保有仕入先様が無い場合は、提出不要です。

※公開情報欄で、“当”とは、本CMSガイドラインのことです。なお、RaVender NET 未登録の仕入先様は、リコーグループ主管窓口部門へお問い合わせ下さい。

## VII. 用語の定義

### VII-1. 含有禁止物質及び、製造工程使用禁止物質

リコーグループブランド機器製品を構成する原材料、部品、ユニット等への含有もしくはそれらの製造工程において使用を禁止する物質で、下記の基準によりリコーグループが指定したもの。

- a.国内外の法規制において、製品への含有が現在規制されている、もしくは将来規制されることが見込まれている物質。
- b.国内外の環境ラベル等の自主基準において、製品への含有が現在規制されている、もしくは将来規制されることが見込まれている物質。
- c.上記以外に、環境負荷が高いことが周知でかつ代替物質が存在するため、世の中の動向に先行してリコーグループが独自に含有禁止を定める物質。
- d.国内外の法規制もしくは自主基準において、取引先の製造工程においての使用を現在規制されている、もしくは将来規制されることが見込まれている物質。

具体的には、『リコーグループグリーン調達基準』及び、『グリーン調達基準(附属書)環境影響化学物質管理基準』の最新版を参照下さい。

### VII-2. 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品、ユニットまたはそれらに使用されている原材料に、添加、混入、付着することを指します。製造工程において意図せずに製品に混入、付着する場合も含みます。つまり、最終的に製品に残存している状態を指します。

### VII-3. 含有禁止物質混入の可能性のある工程

表面処理、ゴム練り、コンパウンド、射出成型の色替え・ランナー再利用等、含有禁止物質が混入する恐れのある工程を言います。

### VII-4. リコー管理対象品及び紹介品

#### (1)リコー管理対象品(画像機器製品)(※1)

以下に示す物を言います。

##### \* 1.指定材料(※2)

リコーで登録した材料メーカー及び材料規格(グレード、品種)で、化学物質含有調査が完了し、含有禁止物質が含まれていないことが証明されている材料を指す。

##### \* 2.機械規格部品

リコーグループ各社の製商品に使用される機械部品の内、汎用性の高い部品を体系に表わし、部品番号の構成として大綱は、部品番号の1桁目が0もしくは2から始まる部品。

##### \* 3.電気規格部品

リコーグループ各社の製商品に使用される電気部品の内、汎用性の高い部品を体系に表わし、部品番号の構成として大綱は、部品番号の1桁目が1から始まる部品。

##### \* 4.支給品

有償または無償により、リコーグループから支給された部品。

#### (2)紹介品

リコーグループが仕入先を指定した部品。

## VII-5. サイト

一次仕入先様が商社の場合は、商社の事業所(事務所)及び、二次仕入先メーカー工場単位の事を言い、一次仕入先様がメーカーの場合は、工場単位の事を言います。

## VII-6. 重要工程

はんだ又は、めつき工程を保有するサイトを重要工程と言い、当該工程が上流仕入先様に有る場合は、上流重要工程仕入先と呼称します。

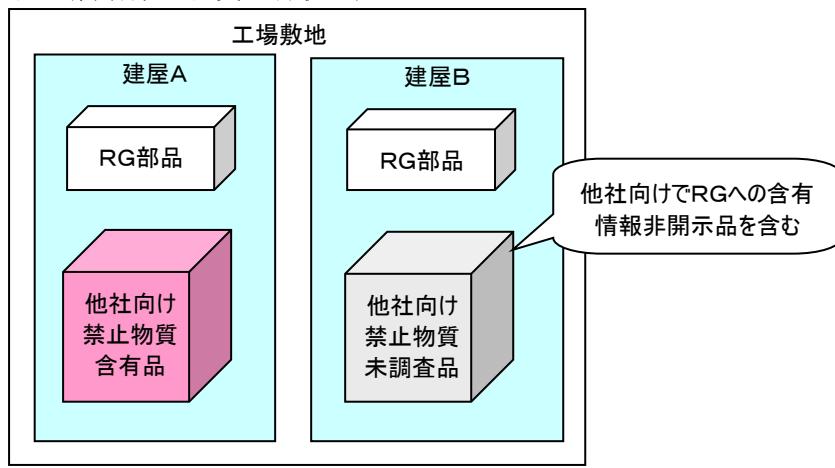
## VII-7. 含有禁止物質保有有無の定義

以下、(1)～(4)に示す状態を“含有禁止物質保有”とします。これ以外は、“含有禁止物質非保有”とします。なお、製造工程で使用を禁止する物質は、除外します。万一、保有していても、含有禁止物質は、非保有となります。

### (1)含有禁止物質混在状態

- a. リコーグループへ禁止物質含有品を直接、納入している場合。
- b. 同一建屋内に、他社向け品を含め禁止物質含有品を保管又は、取扱っている状態。
- c. 異なる建屋で保有している禁止物質含有品・未調査品(リコーグループへの含有情報非開示品を含む)を、リコーグループ部品を取扱っている建屋内へ持ち込む事がある場合。

図1(含有禁止物質混合状態)

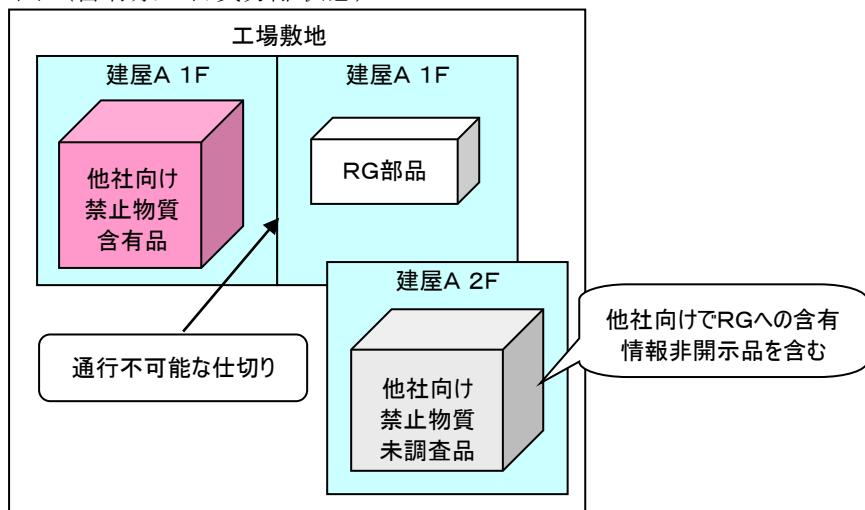


RG:リコーグループ

### (2)含有禁止物質分離状態

- a. 通行不可能な仕切りや異なる階数であっても、同一建屋内に禁止物質含有品・未調査品を保管・取扱い・持ち込む事がある状態。

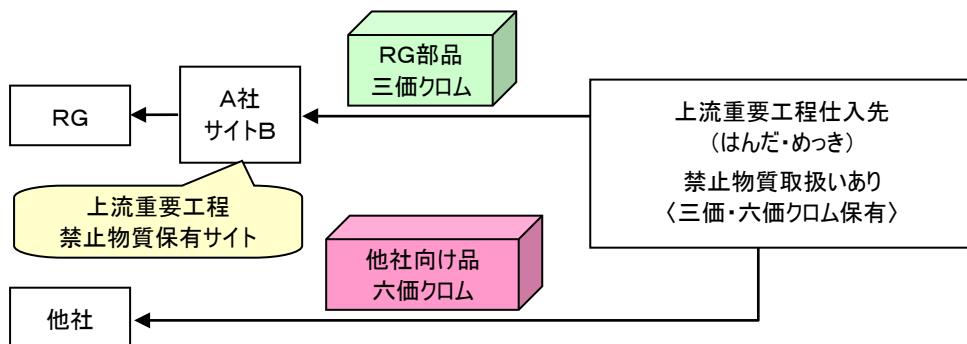
図2(含有禁止物質分離状態)



### (3) 上流重要工程(はんだ・めっき)保有状態

- a. 貴社のサイトへ禁止物質含有品が納入される事は無くても、貴社の調達ルート上流に、含有禁止物質保有の重要工程仕入先様が在る状態。

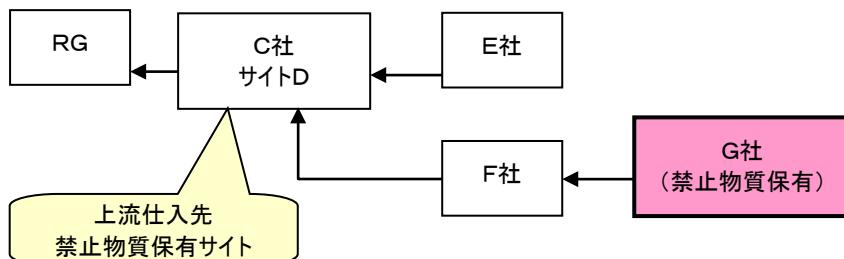
図3(上流重要工程保有状態)



### (4) 上流仕入先禁止物質保有状態

- a. はんだ・めっき工程以外に、貴社の調達ルートにおいて、含有禁止物質を保有している事を把握されている上流仕入先様が在る状態。

図4(上流仕入先禁止物質保有状態)



## VIII. 含有禁止物質の含有調査対象品(画像機器製品)

### VIII-1. 調査対象品

下記、調査対象外品以外のもの及び、機械規格部品の08で始まる部品。

### VIII-2. 調査対象外品

リコー管理対象品(指定材料、機械規格部品の一部、電気規格部品、支給品)。

※1. 具体的な管理対象品につきましては、当該の購買窓口へお問い合わせ願います。

※2. 図面で指示した材料が全て指定材料に該当するわけではありませんので、調査対象品の詳細についても、各購買窓口へお問い合わせ願います。

## 化学物質管理システム構築に関する登録書

作成日 年 月 日

会社名:

印

環境管理

責任者名:

印

〒

所在地:

TEL: ( )

貴社は今後、化学物質管理システム認証制度をどの機関で認証取得しますか。  
(該当する項目の□にチェックして下さい。サイト(工場)単位にリコーグループCMS認証と他社認証が複合する場合は、両方にチェックし、詳細を事業所・工場別認証取得状況(様式3)にご記入下さい。)

リコーグループCMS認証制度

他社認証登録制度

認証取得済

認証元会社名: \_\_\_\_\_.

※様式3の提出をお願い致します。

認証取得予定

認証元会社名: \_\_\_\_\_.

取得予定年月 年 月頃

※認証取得前後、様式3の提出をお願い致します。

※この文書に記載いただきました貴殿の『個人情報』は、グリーン調達関連業務以外には利用いたしません。  
ご同意いただけましたらご記入をお願い致します。

## CMS認証審査申請書

リコーグループ  
主管資材部門長 御中

下記の通り審査受審の申請を致します。

年　　月　　日

**審査時期区分：初回・更新**（該当する区分に○印を付けて下さい）

会社名:	(印)
所在地: 〒	
環境管理責任者名:	(印)
仕入先CMS審査員名: <small>複数在籍されている場合は、代表者名をご記入下さい。審査員が在籍されていない仕入先様の場合は、“不在”とご記入下さい。</small>	
電話:	
FAX:	
<p style="margin: 0;">審査希望時期</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">年　　月　　日頃</p>	

審査時期が更新の場合、何れかに○印を付けて下さい。（初回審査時は記載不要です）

1. 前回審査よりのリコーグループ含有禁止物質取扱いの変更有無 :      有    ·    無
2. 前回審査よりのリコーグループ含有禁止物質以外の変更点有無 :      有    ·    無

※前回審査よりの含有禁止物質の増減や物質の変更及び、禁止物質以外の変更点(生産部品変更、工程変更、仕入先変更など)が“有”的場合は、該当するサイト毎の変更項目に関する審査資料(新規制定/改訂した文書や記録)を添付してご提出下さい。変更項目審査資料の提出が必要なサイトについては、原則として前回審査時、今回審査時ともに含有禁止物質の取扱いが無いサイトは不要ですが、詳細については、リコーグループ主管窓口部門へ事前にご相談下さい。

※この文書に記載いただきました貴殿の『個人情報』は、グリーン調達関連業務以外には利用いたしません。  
ご同意いただけましたらご記入をお願い致します。

## 様式 3

## 事業所・工場別認証取得状況

(新規登録時、登録内容変更時、更新審査・他社認証更新確認時にご提出下さい)

本調査は、CMS認証制度適用範囲を把握するための調査になりますので、正確にお答え下さい。

◇ 調査・記入手順:【サイト登録表】の各記入欄へ以下、a. ~g.についてご記入下さい。

- a. 表1の登録パターンより選択し、パターン記号をご記入下さい。新規取引仕入先様の場合は、“I”を記載願います。
- b. リコーグループと取引のある貴社直轄の事業所・工場・生産関連会社(商社の場合は、貴社の本社機能事業所(事務所)と直接取引メーカー及び工場単位:以下、サイトと呼称します)を全てリストアップして下さい。
- c. 当該サイトの主要生産品目、取扱い品目をご記入下さい。
- d. 当該サイトでのリコーグループ含有禁止物質の保有有無を選択し、○印を付けて下さい(VII-7. 項参照)。他社向  
けで未調査品が有る場合や新規取引仕入先様で取扱い有無調査中という場合には、“未”を選択し、他社向け品等  
でリコーグループへの含有情報非開示品が有る場合は、“非”を選択下さい。
- e. 認証制度の別(R:リコー認証/SN:SONY認証/SD:シンドー認証:Sindoh Co.,Ltd)を選択し、○印を付けて下さい。
- f. 認証制度の取得状況についてご記入下さい。リコー認証取得済みの場合は、弊グループ発行の認定証に、認定  
番号と当該サイトの名称及び、有効期限が記載されていますので、ご参照の上ご記入下さい。
- g. リコーグループ部品の調達ルートにおいて、はんだ・めっき工程を保有する上流重要工程及び、含有禁止物質を保  
有する仕入先様の有無を選択し、○印を付けて下さい。“有”を選択された場合は、併せて様式4をご提出下さい。

記入日： 年 月 日

貴社名		業種：メーカー · 商社
環境管理責任者名	印	
仕入先CMS審査員名	複数在籍されている場合は、代表者名をご記入下さい。審査員が在籍されていない仕入先様の場合は、“不在”とご記入下さい。	

表1(登録パターン):登録パターン記号を選択し、下表のa. 欄へご記入下さい。

登録パターン記号	リコーグループ部品の生産・取扱いの有無とご申告方法	
I	新規生産・取扱い開始	新規仕入先様やサイト増加時に、本記号にてご申告下さい
II	生産・取扱い継続中	更新審査時や登録内容変更時でも再度、ご申告下さい
III	生産・取扱い終了	前回登録頂きましたサイトの場合に、本記号とサイト名のみご申告下さい

## 【サイト登録表】

取得状況は 未:未取得 予:取得予定 済:取得済 を言います。該当する項目に○印を付けて下さい。

a. 登録 パターン 記号	b. サイト名	c. 主要生産・ 取扱い品目	d. リコーグループ 含有禁止物質 取扱い有無	e. 認証制度 の別	f. 認証制度取得状況		
					取得状況	予:取得予定年月日 済:認定番号	取得済認証 有効期限年月日
			有・無・未・非	R・SN・SD	未・予・済		
			有・無・未・非	R・SN・SD	未・予・済		
			有・無・未・非	R・SN・SD	未・予・済		
			有・無・未・非	R・SN・SD	未・予・済		
			有・無・未・非	R・SN・SD	未・予・済		
			有・無・未・非	R・SN・SD	未・予・済		
			有・無・未・非	R・SN・SD	未・予・済		
			有・無・未・非	R・SN・SD	未・予・済		
			有・無・未・非	R・SN・SD	未・予・済		
			有・無・未・非	R・SN・SD	未・予・済		
			有・無・未・非	R・SN・SD	未・予・済		

g. 上流重要工程(はんだ・めっき)及び、含有禁止物質保有仕入先様の有無: 有・無

("有"を選択された場合は、併せて様式4をご提出下さい)

※サイト追加や工場変更、他社認証の継続解消サイトの場合は別途、調達ルート調査結果記録及び、禁止物質含有調査記録(原材料・部品・製造用消耗品)も併せてご提出下さい。

※この文書に記載いただきました貴殿の『個人情報』は、グリーン調達関連業務以外には利用いたしません。  
ご同意いただけましたらご記入をお願い致します。

上流重要工程・禁止物質保有仕入先登録書

(はんだ・めっき工程、その他禁止物質の保有を把握されている仕入先様)

20100401 版

本登録は、貴社のリコーグループ部品の調達ルートにおける上流重要工程及び、禁止物質を保有する仕入先様を把握するための登録になりますので、正確にご記入下さい。貴社直轄のサイト(事業所等)も、該当する場合は登録下さい。

◆貴社サイトが他社認証、リコー認証の別無く登録頂きます。リコー認証サイトに繋がる含有禁止物質の取扱いの有る上流重要工程がある仕入先様は、事前に当該工程(はんだ・めっき工程のみ)のCMS審査を実施して頂き、必要な書類を添付してご提出下さい。

◇記入手順:【上流工程登録表】の各記入欄へa. ~e.についてご記入下さい。

- a. 表1の登録パターンより選択し、パターン記号をご記入下さい。
- b. 工程分類について表2より選択し、該当する記号を全てご記入下さい。
- c. 様式3に記載頂いた、上流重要工程仕入先様に繋がる貴社のサイト名をご記入下さい。
- d. 上流重要工程仕入先様の会社名及び、工場名と所在地をご記入下さい。直轄サイトの場合は、“同左”として下さい。
- e. 当該上流仕入先様自身の他社認証(SONY, シンドー)の取得有無を選択し該当項目に、○印を付けて下さい。

記入日: 年 月 日

貴社名		
環境管理責任者名	印	
仕入先CMS審査員名		
複数在籍されている場合は、代表者名をご記入下さい。審査員が在籍されていない仕入先様の場合は、“不在”とご記入下さい。		

表1(登録パターン) :登録パターン記号を選択し、登録表のa. 欄へご記入下さい。

登録パターン記号	前回登録時	今回登録時
I	取引なし(登録なし)	新規取引 禁止物質取扱いあり
II	禁止物質取扱いなし(取引なし含む)	禁止物質取扱いなし
III	禁止物質取扱いなし	禁止物質取扱いあり
IV	禁止物質取扱いあり	禁止物質取扱いあり
V	禁止物質取扱いあり	禁止物質取扱いなし
VI	禁止物質取扱いあり又はなし	取引終了

表2(工程分類) :工程分類の記号を選択し、該当する全ての記号をb. 欄へご記入下さい。取引終了の場合は、記号の記入不要。

工程分類	禁止物質取扱い有り			禁止物質取扱い無し	
	はんだ	めっき	その他	はんだ	めっき
	有鉛取扱いあり	禁止物質含有のめっきやRoHS指令非対応液取扱いあり	はんだ・めっき以外の禁止物質含有品の取扱いあり	無鉛のみ取扱いあり	禁止物質非含有のめっきやRoHS指令対応液のみ取扱いあり
記号	A	B	C	D	E

【上流工程登録表】

a. 登録パターン記号	b. 工程分類記号	c. サイト名 (様式3のサイト名)	d. 上流重要工程仕入先様会社名 & 工場名と所在地 例 1) △△工場(貴社直轄工場の場合、同左でも可) 例 2) ○○㈱××工場(二次以前の仕入先様の場合) 所在地:日本 ○○県□□市/中国 ○○省□□市	e. 他社認証取得有無
			所在地:	未・済

※この文書に記載いただきました貴殿の『個人情報』は、グリーン調達関連業務以外には利用いたしません。

ご同意いただけましたらご記入をお願い致します。

承 認	作 成
年 月 日	年 月 日

## 是正処置報告書

不適合事項:

不適合事項の調査／原因:

是正処置:

是正確認:

承 認

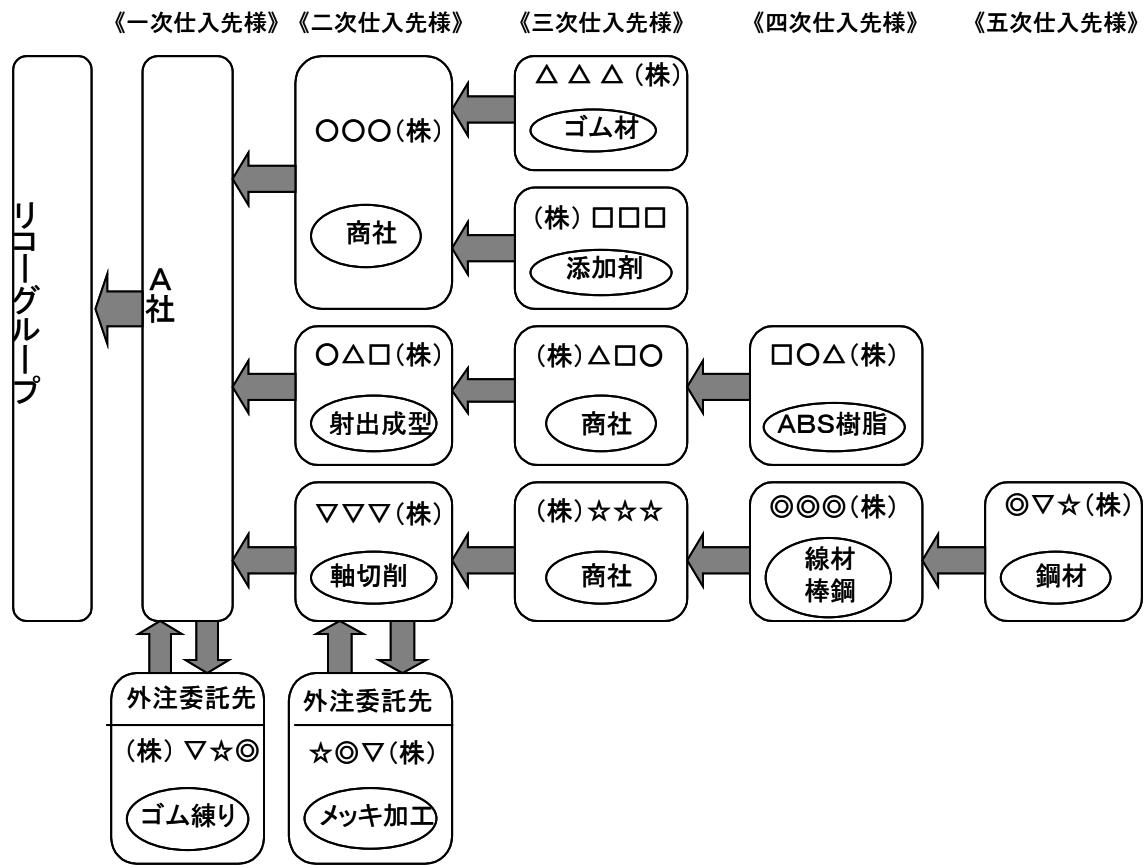
年 月 日

## 資料編

### 参考資料

参考資料 1 調達ルート調査結果(例)	19
参考資料 2 化学物質調査結果(例)	20
参考資料 3 入出庫記録(例)	21
参考資料 4 工程内混入防止調査結果(例)	22
参考資料 5 出荷品管理記録(例)	23
参考資料 6 是正処置報告書(例)	24
参考資料 7 含有禁止物質不適合発生連絡書(例)	25
参考資料 8 含有禁止物質含有調査シート(例)	26
参考資料 9 原材料、部品、製造用消耗品及び工程変更連絡書(例)	27
参考資料 10 原材料・部品・製造用消耗品の化学物質含有情報報告書(例)	28
参考資料 11 不適合報告書(例)	29

## 調達ルート調査結果（例）



注) ( ) 内は工程名又は購入品名

化学物質調査結果（例）

年 月 日

○○○(株)

△△△工場

品質保証部

検査証明書

品名: ×××××

LOT No. : C12345

元素分析						
成分	C	Si	Mn	P	S	Cu
規格	0.15%以下	0.10%以下	0.85~1.15%	0.40~0.90%	2.00~3.50%	0.10~0.30%
成績	0.07%	0.01%	1.07%	0.54%	3.19%	0.17%

判定  合格 · 不合格



## 工程内混入防止調査結果（例）

工場名:○○○工場

工程名:Aライン

作業内容:混練り工程

確認項目	確認方法	結果
1.工場内での禁止物質の使用有無	現物確認	無し
2.当該工程での禁止物質の使用有無	現物確認	無し
3.工程在庫品の調査		
①在庫品が整理され表示されて保管している	現物確認	異常なし
②入庫、出庫管理がされている	入出庫表確認	異常なし
4.品種替洗浄方法	手順書に沿って作業 している事を現場確認	異常なし
①混練り槽取り外し ②羽分解 ③羽をIPAの入っている槽に浸けて30分放置 ④混練り槽をIPAにて洗浄 ⑤羽をIPAにて洗浄 ⑥洗浄後1時間放置 ⑦洗浄残しがないか目視確認 ⑧目視確認後異常なければ組立		
5.洗浄後品質の確認方法 品種替後の初ロットの工程検査実施	手順書と検査規格表にて 現場確認	異常なし
総合判定	合格・不合格	
判定年月日:YYYY年MM月DD日	判定者 社名:(株)□□□□ 氏名:△△△△	承認 作成



## 参考資料 6

### 是正処置報告書(例)

承 認	作 成
年 月 日	年 月 日
責任者 印	担当者 印

不適合事項: 4. 含有禁止物質の現物管理

要求事項(4-C)の含有禁止物質が含有されている原材料、部品、製造用消耗品は隔離保管している、という要求に対し、含有禁止物質が含有されているはんだを隔離保管していなかった。

※ 不適合現象:

取引先に対して、鉛含有部品を納入してしまった。

納入日: 2006年○月○日

納入数:△△個

不適合事項の調査／原因:

調査:含有禁止物質である鉛含有のはんだと鉛フリーのはんだを同じ棚に保管していた。

原因: 1. 鉛含有はんだの在庫が残り少なく在庫消化後、鉛フリーはんだに変更するのでそのまま同じ棚に保管していた。

2. 作業手順書に別管理することが記載されていなかった。

是正処置:

1. 鉛含有はんだを別の棚に移し箱に入れて別管理を実施し、作業手順書に保管場所を追記した。
2. 別管理することを作業担当者に教育した。
3. 当社での禁止物質の取扱いは、はんだの他には無いため、水平展開事項なし。

是正処置実施日 ○○年○○月○○日 作業手順書改訂及び教育実施

是正確認

1. 鉛含有はんだを箱に入れて別の棚に移して管理している事を現場で確認しました。
2. 作業手順書に保管場所が追記され、改訂していることを確認しました。
3. 作業担当者のAが作業手順書通り、鉛含有はんだを保管している事を確認しました。
4. 当社での含有禁止物質の取扱いが他に無い事を、禁止物質リストと原材料リスト/部品リスト/製造用消耗品リストを整合し、水平展開事項の無い事を確認しました。

承 認

年 月 日

責任者  
印

## 含有禁止物質不適合発生連絡書（例）

(株) ○○○ 受入検査部署 御中

年 月 日

下記の部番にて含有禁止物質不適合品が発生しましたのでご連絡します。  
詳細は下記のとおりです。

<記>

部番 : A○○○○-××××

部品名 : △△△△△△△

LOT No. : C1234567

数量 : 3000個

納品日 : △△月○○日

不適合内容 : □□□□□

処置方法 : 該当ロット全部品回収

代替品納期 : △△月□□日

代替品数量 : 3000個

以上

含有禁止物質含有調査シート（例）

購入品	購入品	購入	成分		含有禁止物質含有		備考
			有	無	有	無	
例) 板	SFC	○○○	○		リヨー 由他社向	○	
例) 洗浄	FS洗浄	(株)△△	○			○	

年 月 日

原材料、部品、製造用消耗品及び工程変更申請書（例）

会社名：

責任者名：

印

■ — ( ) —

原材料、部品、製造用消耗品及び工程の変更を申請致します。

**1. 変更品名及び変更工程名(含有禁止物質の変更を伴うもの)**

**2. 変更の内容**

**3. 変更年月日**

**4. 含有禁止物質含有についての調査結果(データ等添付)**

リコーグループ 承認欄

資材区受付	技術区審査	技術区承認

ルート：〇〇株式会社 ⇒ リコーグループ ⇒ 〇〇株式会社

**参考資料 10**

※できるだけ分析データをご提出下さい。事情により、分析データをご提出頂けない場合に、使用願います。  
また、リコーグループの含有禁止物質は変更になる場合がありますので、グリーン調達基準の最新版にてご対応下さい。

## 原材料・部品・製造用消耗品の 化学物質含有情報報告書(例)

作成日: \_\_\_\_\_ 年 月 日

会社名: \_\_\_\_\_ 社印

部署名: \_\_\_\_\_

役職: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_ 印

電話番号: \_\_\_\_\_

FAX番号: \_\_\_\_\_

品名			
部番・型番・規格			

上記品の下記物質についての化学物質含有情報を報告します。

No.	物質名	含有有無		含有量 (PPM)	使用用途等
		無	有		
1	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)				
2	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)				
3	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)				
4	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)				
5	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)				
6	短鎖型塩化パラфин(炭素鎖長が10-13)				
7	アスベスト類				
8	オゾン層破壊物質				
9	カドミウム及びその化合物				
10	水銀及びその化合物				
11	六価クロム及びその化合物				
12	鉛及びその化合物				
13	PFOS(パーグルオオクタンスルホン酸及びその塩)				
14	特定アミンを形成する一部のアゾ染料・顔料				
15	三置換有機スズ化合物 <small>※ビス(トリプチルスズ)=オキシド(TBTO)、トリプチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)含む</small>				
16	ジブチルスズ化合物				
17	ジオクチルスズ化合物				

## 不適合報告書

報告書番号: \_\_\_\_\_

社名: \_\_\_\_\_

環境管理責任者: \_\_\_\_\_ 様

審査員氏名: \_\_\_\_\_

審査年月日: 年 月 日

識別番号	不適合の詳細	要求項目

不適合報告書を受理・確認し、是正処置納期を以下の通り合意しました。

環境管理責任者署名: \_\_\_\_\_

審査員署名: \_\_\_\_\_

是正処置納期: 年 月 日

※リコーグループによる審査時に、不適合があった場合に仕入先様にその内容をお知らせする為の報告書です。  
貴社責任者殿と審査員とでは正処置納期を合意して頂き、是正処置報告書をご提出下さい。

## 改訂履歴

改訂年月日	版数	改訂内容
2004.04.01	初版	
2004.11.01	第2版	<p>1. P－3－III. 化学物質管理システム構築の進め方選択と手続きフローの変更          ①認証取得の進め方登録申請の提出書類に『事業所・工場別認証取得状況(様式4)』を追加。          ②他社認証登録制度に自己チェックの実施、リコーグループによる確認等、他社認証登録証発行を追加。          提出書類に『他社認定書のコピー』、『審査チェックリスト(別冊)』、『化学物質管理システム内部監査報告書(別冊)』、『是正処置報告書(参考資料6)』を追加。          ③リコーグループCMS認証制度の提出書類に『化学物質管理システム内部監査報告書(別冊)』を追加。          ④定期・更新審査を更新審査に変更</p> <p>2. P－4、2. 更新審査          定期審査と更新審査を更新審査のみに変更</p> <p>3. P－6、1. 化学物質管理システム構築の概要の化学物質管理システム構築のフロー          ①『システム構築の手順』          要求事項と用語を統一          ②『アウトプット資料』          ・原材料、部品、製造用消耗品の使用禁止物質の調査での使用禁止物質含有調査シート(参考資料8)を追加          ・使用禁止物質の工程管理での審査チェックリストを削除          ・原材料、部品、製造用消耗品及び工程変更で使用禁止物質調査結果を削除し、原材料、部品、製造用消耗品及び工程変更連絡書(参考資料11)を追加          ・使用禁止物質に関する不適合発生時の処置では正処置報告書(様式5、参考資料6)を追加          ※アウトプット資料は審査時内容を確認させて頂きますの文面を追加</p> <p>4. P－7～8 化学物質管理システム構築の手順の要求事項の改訂箇所          1)－2 の②と③、2)－2 の①と②、3)－2 の②、5)－a－2 の④を削除、          5)－a－2 の④を削除、6)－2 の①と②、7)－2、8)－2 の①と② の各々を改訂</p> <p>5. P－8、3. 化学物質管理システム(CMS)の審査対象事業所・工場について          現場審査について、・・・以降の文面を削除</p> <p>6. P－9、VI. 用語の定義に購入品を削除</p> <p>7. P－14、様式4 事業所・工場別認証取得状況の追加</p> <p>8. P－15、様式5 是正処置報告書の追加</p> <p>9. P－27、参考資料8 購入品使用禁止物質含有調査シート(例)の追加</p> <p>10. P－28、参考資料9 様式4 事業所・工場別認証取得状況(例)の追加</p> <p>11. P－29、参考資料10 様式3 CMS審査確認資料(例)の追加</p> <p>12. P－30、参考資料11 原材料、部品、製造用消耗品及び工程変更連絡書(例)の追加</p>
2005.02.01	第2. 1版	(誤記訂正)
2005.07.15	第2. 2版	<p>1. P－6 V. リコーグループ化学物質管理システム構築の進め方と審査対象 第2項1)－2 要求事項③の、“リコー指定品、支給品を除きます。”の文言を、同項3)－2②へ移動。</p> <p>2. P－6 V. リコーグループ化学物質管理システム構築の進め方と審査対象 3)－2② “使用禁止物質が含まれていないことを確認し文書化している。”を、“使用禁止物質が含まれていないことを適切な文書</p>

		<p>類で確認している。”に変更。</p> <p>3. P-8 VI. 用語の定義に “リコー指定品” “リコー支給品” を追加。</p> <p>4. P-30 ページの追加 参考資料12 “使用禁止物質不使用証明書” の様式サンプル追加。</p> <p>5. P-1にあった“改訂のポイント”をP-31の“改訂内容の詳細について”に組み入れた。</p> <p>6. 様式1 化学物質管理システムに関する登録書を差し替え</p>
2006/09/01	第3版	<p>1. 改訂のいきさつ</p> <p>これまでCMS認証制度を運営してきた中で、認証有効期限や認証停止などの詳細ルールを取り決めたことまた、他社認定証の複本提出依頼について、当該他社が複製を禁止している等、運用上の問題点や要求事項と審査チェックリストの確認事項との不一致点等について整合・修正し、改訂した。</p> <p>2. 主な改訂内容</p> <p>2-1 細別符号</p> <p>(1)全文に渡り、標準等で採用している細別符号に改訂した。</p> <p>2-2 III. 化学物質管理システム構築の進め方選択と手続きフロー(P2)</p> <p>(1)提出用の他社認定証の複本を様式3(P12)に変更し、他社認証の取得状況を申告できる内容とした。</p> <p>(2)CMS内部監査報告書の呼称を化学物質管理システム自己チェック報告書とし、別冊の同報告書の名称も合わせて改訂した。</p> <p>(3)他社認証制度による更新時のフローに、『自己チェックの実施』と『リコーグループによる審査』を追加及び、提出資料に、自己チェック報告書を追加し、不適合の場合には、是正処置報告書を追加した。</p> <p>(4)リコー認証の更新審査時のフローに、審査依頼を追加し、審査申請書とアウトプット資料を追加した。</p> <p>(5)III-2. 更新審査の項目に、III-2-3.～III-2-4.項を追加し、認証有効期限や認証制度の切換えの手順を記載した。(P3)</p> <p>(6)III-3. 認証停止と認証停止解除及び、認証取消しと再認定の項目と詳細内容を追記した。(P4)</p> <p>2-3 IV. リコーグループ化学物質管理システム認証制度を選択された仕入先様への要求事項(P5)</p> <p>(1)要求事項1. の禁止物質の把握という語句は、禁止物質の情報把握とした。以下、P6～7及び、審査チェックリスト(別冊)の語句も統一した。</p> <p>2-4 V-2. 化学物質管理システム構築の手順(P7)</p> <p>(1)手順を作成する、という曖昧な表現は、全て文書化とした。</p> <p>(2)旧1-2.項③は、3項と重複する内容のため、削除した。</p> <p>(3)3-1.及び、3-2.項b.の禁止物質が含有していないことを把握する、という表現は、現実と矛盾する表現の為、含有有無を把握する。という表現にした。</p> <p>(4)4項b.に、受入検査を追加した。</p> <p>(5)6-2.項b.には、出荷検査記録等を残している。とした。</p> <p>(6)7.項の原材料、部品、工程変更に関する注記文を追加し、製造用消耗品及び、工程変更は禁止物質の変更を伴う場合に限定し、原材料、部品、工場変更是他のルールに基づいた届出を行う事とした。</p> <p>(7)7-2.項は、過去形の表現であった為、事前の届出を確実にする。とした。</p> <p>2-5 VI. 用語の定義</p> <p>(1)紹介品の定義を追加した。</p> <p>2-6 申請書様式</p> <p>(1)CMS審査確認資料(旧様式3)は、用途が曖昧な為、削除した。</p> <p>(2)上記に伴い、様式番号を繰り上げた。</p> <p>(3)各様式の注記文等は、今般の改訂に合わせた語句とした。</p> <p>2-7 参考資料</p> <p>(1)CMS確認資料(旧参考資料10)を削除し、資料番号を繰り上げた。</p> <p>(2)参考資料11の名称を、連絡書から申請書に変更した。</p> <p>(3)不適合報告書(参考資料12)を追加した。</p>

2008/02/01	第4版	<p><b>1.改訂のいきさつ</b> 定期見直しに伴い、改訂を実施した。</p> <p><b>2.主な改訂内容</b></p> <p>2.1 表紙と目次 (1)文書体系を明確化する為、“グリーン調達基準別冊”と追加記載した。 (2)目次は、付表削除及び、それに伴うページ数を更新した。</p> <p>2.2 II. 仕入先様への要請事項(P1) (1)対象:製商品は、構築対象外に指定した為、語句を削除した。</p> <p>2.3 III-2. 更新審査 (1)III-2-4.他社認証の有効期限を追加し、他社認証登録証の発行を廃止 とし、他社認証仕入先・他社認証サイトの有効性確認方法を明確にした。 (2)同項に、有効性確認及び、認証切替手順のイメージ図を追加した。</p> <p>2.4 要求事項6. 項(P5 及び P8 第6項の目的) (1)“…出荷時に検証する。”という語句は、必ずしも検証(出荷検査)の要求事項とはしていないため、“出荷時に確実にする。”という語句に改訂した。</p> <p>2.5 V-2. 化学物質管理システム構築の手順(P7～P8) (1)1-2 要求事項b. の“…リストが作成され最新版になっている。”という語句は、リコーグループから発行されるものとの誤解があつたため、“…リストが作成され最新版管理をしている。”という語句に改め、仕入先様自身の実施事項であることを明確化した。 (2)3-2 要求事項b. の“但し、リコー指定品・支給品…”の語句は、“リコー管理対象品”に改め、用語の定義に追加した。 (3)5-1-1 目的は、“混入する可能性のある工程があるか確認し”という語句は、削除した。 (4)5-1-2 要求事項a. は、“作業の流れが判る様に、作業工程を文書化している。”という語句に改訂した。 (5)5-1-2 要求事項b. は、“使用禁止物質が混入する可能性のある工程で”という語句を削除した。(5-2 項も同一改訂) ※ 第5項の要求事項は、原則禁止物質の取扱い(未確認品を含む)がある仕入先様(サイト)への要求事項のため、“混入する可能性”という曖昧な表現を無くし、“使用禁止物質の取扱いが有る限りまたは、未確認品が有る限り、混入の可能性が否定できない仕入先様(サイト)”と見なした判断をして改訂した。 (6)上記を注記文として*1～*3 で記述し、禁止物質の取扱いが無いことが確実な場合には、審査省略となる場合があるものとし、作業工程の文書化の範囲も記述して明確化した。 (7)同項目の仕入先の特定・明確化し、同注記分に追記した。</p> <p>2.6 VI. 用語の定義(P9) (1)VI-3. の混入可能性の定義に、“使用禁止物質”という語句を追加した。 (2)VI-4. の指定品・支給品の定義は、図面指示物との誤解があつた為、リコー管理対象品という語句に改め、支給品もこの中に定義した。 (4)VII. 使用禁止物質含有調査対象品の項目を追加し、リコー管理対象品(機械規格部品は一部のみ)が調査対象外品である事を明確化した。</p> <p>2.7 資料編(P14) 参考資料のページ数を今回の改訂内容に合わせた。</p> <p>2.8 参考資料10(P24) リコーグループ承認欄を設け、ルートを追記した。</p> <p>2.9 参考資料11(P25) リコーグループ機器製品・使用禁止物質不使用証明書と区別するため、表題に、“原材料・部品・製造用消耗品”的語句を追加し、禁止物質名称の誤記訂正と、禁止物質数をグリーン調達基準第6版に合わせた内容とした。</p> <p>2.10 付表 製造工程禁止物質リストは、グリーン調達基準と重複するため、削除した。(旧 P14～P16)</p>
------------	-----	---

2009/02/01	第5版	<p><b>1.改訂のいきさつ</b></p> <p>含有禁止物質管理への注力・特化を図るため主に、申請・登録様式を見直し、含有禁止物質の取扱い有無や上流重要工程仕入先様の有無の申告・登録が出来る様に改訂を実施した。</p> <p><b>2.主な改訂内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.1 全文に渡り、“使用”禁止物質の用語を、“含有”禁止物質に改めた。</li> <li>2.2 <b>II. 仕入先様への要請事項(P.1)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) CMS構築範囲を“リコーグループが指定した事業所・工場”とし、詳細は主管窓口部門へご相談頂く事とした。</li> </ul> </li> <li>2.3 <b>III. 化学物質管理システム構築の進め方と手続きフロー(P.2)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 様式3を改訂した事により、他社認証の更新手続きにおける様式1は不要となった為、フロー図より削除した。</li> <li>(2) 同フロー図のリコー認証更新時の申告資料に様式3(事業所・工場別認証取得状況)を追加した。</li> <li>(3) リコー認証、他社認証ともに、該当する場合、様式4を追加する事を追記した。</li> </ul> </li> <li>2.4 <b>VI. 新規登録・更新・登録内容変更時に必要な書類(P.9)</b> <p>本項を追加し、段階毎の必要書類を明確化した。これに伴い、旧III-2-5.項にあつた認証切替時に必要な書類は、本項へ記載した為削除した。</p> </li> <li>2.5 <b>VII. 用語の定義(P.11)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) VII-5. に、サイトの定義を追加した。</li> <li>(2) VII-6. に、重要工程の定義を追加した。</li> </ul> </li> <li>2.6 <b>様式1(化学物質管理システム構築に関する登録書) (P.12)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 様式3への記載を可能とした為、他社認証の認定番号記載欄を削除した。</li> </ul> </li> <li>2.7 <b>様式2(CMS認証審査申請書) (P.13)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 仕入先CMS審査員名記載欄を追加した。</li> <li>(2) 含有禁止物質の取扱い有無の申告欄を追加した。</li> <li>(3) 更新時、禁止物質の変更有無、禁止物質以外の変更有無の申告欄を追加設定した。</li> </ul> </li> <li>2.8 <b>様式3(事業所・工場別認証取得状況) (P.14)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境責任者名、仕入先CMS審査員名記載欄を設定し、変更登録時に様式1との同時申告ではなく、単独での申告を可能とした。</li> <li>(2) 事業所等毎の禁止物質取扱い有無選択項目欄を追加設定した。</li> <li>(3) 認証制度の選択項目を追加設定した。</li> <li>(4) 上流重要工程有無の選択項目欄を追加設定した。</li> </ul> </li> <li>2.9 <b>様式4(上流重要工程仕入先登録書)の新規追加(P.15)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 様式3の付属書式として様式4を追加設定し、上流重要工程仕入先様の登録を可能とした。</li> <li>(2) 様式4の追加設定に伴い、旧様式4を様式5とした。(P.16)</li> </ul> </li> <li>2.10 <b>参考資料 11(P.28)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 注記文を追記し、できるだけ分析データの提出と禁止物質変更時の対応をお願いする事とした。</li> <li>(2) PFOSに関する記述、使用用途に関する記述を適正化した。</li> </ul> </li> </ul>
2010/04/01	第6版	<p><b>1.改訂のいきさつ</b></p> <p>含有禁止物質の保有有無の定義化や異常処理への対応などに伴い、改訂を実施した。</p> <p><b>2.主な改訂内容</b></p> <p><b>2.1 IV. リコーグループ化学物質管理システム認証制度を選択された仕入先様への要求事項(P. 5)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第7項の要求事項に、異常処置が発生した場合の届出を行う事を追記した。</li> <li>(2) 上記に伴い、V-2. 化学物質管理システム構築の手順第7.2項(P. 8)に、b 項を追加した。</li> </ul> <p><b>2.2 VII. 用語の定義(P. 11～12)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) VII-7. 項を追加し、含有禁止物質の保有有無についての定義を明確化し、それぞれ解説図を付記した。</li> <li>(2) 同項の(4)に、今まででは要求していなかった、はんだ・めつき以外の含有禁止物質の保有を把握している上流仕入先様を追加した。</li> </ul>

		<p><b>2.3 様式2, 3, 4(P. 14~16)</b></p> <p>(1) 様式2の含有禁止物質の取扱い有無の申告欄は、様式3と重複する為、削除した。</p> <p>(2) 様式3は、他社向け品で、含有情報非開示品がある場合の申告方法などを明らかにした。</p> <p><b>2.4 資料編(P. 18~)</b></p> <p>(1) 旧参考資料9を削除し、それ以下の資料番号、ページ番号の繰上げを行った。</p> <p>(2) 新参考資料10は、「化学物質含有情報報告書」と改め、物質数を「グリーン調達基準(附属書)環境影響化学物質管理基準(第4版)」に定める物質数に合わせた。</p>
2023/08/01	第7版	<p><b>1.改訂のいきさつ</b> 2年更新の見直しを行った。</p> <p><b>2.主な改訂内容</b> 新規構築後の【初回】の有効期限は2年とし、その後は、主管区が状況を判断し有効期限を3年とすることを追記した。</p>

### 【お問い合わせ先】

株式会社リコー

プロフェッショナルサービス部 購買統括室 購買統括グループ  
 グリーン調達事務局 Email:[green\\_jimukyoku@jp.ricoh.com](mailto:green_jimukyoku@jp.ricoh.com)  
 TEL:050-3814-3058  
 FAX:03-6673-4420

発行元  
株式会社リコー  
リコーグループ